

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年1月7日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都映画倶楽部

(2) 代表者の氏名

中島 貞夫

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区太秦西蜂ヶ岡町9番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は,日本映画発祥の地京都における,映画のもつ文化・芸術・学術・映像技術分野の再生・開発・興隆と,まちづくり・観光産業・地域経済の振興と活性化のために,伝統ある映画文化資産の保存・継承・管理と,各種映画映像の制作活動や各種講座の実施を通じて人材の育成・雇用機会の増進への寄与を図ると共に,映画・映像・演劇等の関連イベントの開催や京都文化の映像発信活動などを行うことを目的とする。

2 申請年月日

平成24年12月25日

(文化市民局地域自治推進室)